

広島県告示第二百十六号

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)別表第二の規定により、広島県立もみのき森林公園におけるロープ塔その他の設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百七十八号(広島県立もみのき森林公園における設備の利用料金の範囲)は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

電源コンセント	自転車			スキー用具 キャンプ用具			ロープ塔	区分	単位	利用料金の範囲
	二人乗り	大人用	子供用	炊事用具	毛布	テント				
一箇所一泊又は一回につき	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券	普通利用券(一回券)	回数利用券(一回券)	一、六〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			二、三〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			三、〇〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			四、五〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			五、二〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			一、九〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			三、一〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			五、二〇〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			九三〇円以内
	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一台一時間までごとに	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一日利用券			七二〇円以内

備考 「炊事用具」とは、鍋、飯ごうその他の調理器具をいう。